

被扶養者認定における「直接的必要経費」一覧

可否：○＝直接的必要経費として認める経費

△＝条件（備考を参照）付きで直接的必要経費として認める経費

※一般 経費一覧表（収支内訳書）

科目（所得税法）	可否	備 考
売上原価（仕入金額）	○	
外注工賃	○	
地代家賃	△	収支内訳書の住居と事業所所在地が別の場合は、直接的経費として認める。 住居と事業所所在地が同一住所の場合は、50%のみ直接的経費として認める。
水道光熱費	△	収支内訳書の住居と事業所所在地が別の場合は、直接的経費として認める。 住居と事業所所在地が同一住所の場合は、50%のみ直接的経費として認める。
旅費交通費・車両燃料費	△	通勤に伴う費用については、認めない。 混在している場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告が必要。
通信費	△	収支内訳書の住居と事業所所在地が別の場合は直接的経費として認める。 住居と事業所所在地が同一住所の場合は、50%のみ直接的経費として認める。
修繕費	△	収支内訳書の住居と事業所所在地が別の場合は、直接的経費として認める。 住居と事業所所在地が同一住所の場合は、50%のみ直接的経費として認める。
消耗品費	△	自宅用は直接的経費として認めない。 混在している場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告が必要。

※農業 経費一覧表（収支内訳書）

科目（所得税法）	可否	備 考
減価償却費	△	農業で使用している工作機 ※用途が自宅用（車等）は認めない。 混在している場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告が必要。
種苗費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
修繕費	△	農業で使用している工作機 ※用途が自宅用（車等）は認めない。 混在している場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告が必要。

※不動産 経費一覧表（収支内訳書）

科目（所得税法）	可否	備 考
損害保険料	△	賃貸している建物 ※用途が自宅用は認めない。
修繕費	△	賃貸している建物 ※用途が自宅用は認めない。
管理会社に支払う費用	○	
委託手数料	○	

【自営業者の収入について】

- 健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円（60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円）未満であり
いわゆる税法上の「所得」で懸案するものではありません。（確定申告の所得金額ではありません）
- 健康保険法における、自営業者の収入については『総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額』となっております。
※直接的必要経費とは、生産活動に要する原材料等の費用

健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めています。